

陳情回答書

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

民生課

地域包括支援センターと連携し、案内を行っております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

民生課

認知症対応型共同生活介護事業所の公募を行う等、基盤整備に努めております。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

民生課

国の指針に基づいて適用しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

民生課

訪問、通所サービスともに現行相当サービスを設けております。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

民生課

今のところ、一般財源を投入する考えはありません。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

民生課

介護予防活動支援事業費補助金により助成しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

民生課

自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

保険医療課

国や県の方針により、法定外繰入額は減らす、もしくは無くす考えです。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

保険医療課

考えておりません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

保険医療課

考えておりません。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

保険医療課

短期保険証を交付する際の面談等により、生活実態把握に努めています。差押え等の滞納処分については、納付約束を守らない等の滞納者に対して、納税の公平性を保つために行っていく方針です。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

保険医療課

広報で周知しています。

- ⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

保険医療課

対象者に通知しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課

当然のことながら、法律で差押が禁止されている財産については、差押を行っていない。

納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納に向けた相談に応じ、分納などで対応をしている。

また、調査の結果、滞納処分することができる財産がないと判断した場合は、滞納処分の執行を停止している。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課

実施期間である県福祉事務所が保護の決定を行っております。電話及び窓口へ保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所へ通報し、適切に対応しております。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

民生課

現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しております。

- ★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

民生課

支給額や返還額の決定は県福祉事務所が行っております。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っており、調査等も対応しております。

- ⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

民生課

外国人への生活保護制度及び手続きに関する説明文書が必要となる場合も県福祉事務所が対応しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

現行の制度で行っていく予定です。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

保険医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費を中学校卒業まで拡大を行ったが、それ以上の拡大は考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

保険医療課

検討中です。

- ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

民生課

障害、介護とも民生課で事務を行っており、情報共有しております。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

子育て支援課

愛知県において子どもの貧困に関する実態調査が実施され、分析結果について市町村にフィードバックされているため、子どもの貧困率を町独自で調査する予定はない。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

子育て支援課

自立支援計画を策定する予定はないが、自立支援給付金については愛知県が実施している。また、ひとり親家庭等の児童を一時的に養育・保護するため、平成27年度から子育て短期支援事業を実施している。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

学校教育課

現在、生活保護基準の1.2倍未満の世帯が対象です。1.4倍以下の世帯とするかどうかは検討中です。

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報にも案内を掲載しています。

入学準備金については、平成31年度に入学する児童生徒から新学期開始前に支給できるよう準備を進めております。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

学校教育課

子どもの貧困対策としてではありませんが、平成28年度より社会教育課において「スタディサポートクラブ(SSC)」を組織し、学習習慣や基礎学力が十分についていない中学生に対し、学習支援を通して基礎学力及び自学自習の定着を図り、学力の向上を図ることを目的とした取り組みを行っています。

したがって、現段階では子どもの貧困対策としての「無料塾」や「こども食堂」への支援は考えておりません。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者の負担とすることが定められています。町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金を出して支援しています。

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人件費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

子育て支援課

障害児又は発達障害児を保育するため担当保育士を加配した民間保育所等に対しては、町独自の補助を行っている。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

民生課

グループホーム等社会資源については、圏域単位などの規模で検討していくことが必要と考えております。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

民生課

原則、通園・通学・通所・通勤については認めておりませんが、短期あるいは緊急などの必要な場合については柔軟に対応しております。入所者の利用については今のところ認めておりません。

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

民生課

病院等での診療、待ち時間等については今のところ認めておりません。また入院時のヘルパー派遣、入院中の付添いにかかわるヘルパー利用について今のところ実施の予定はありません。

- ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

高齢障害者の利用者負担軽減制度については該当する方については説明していきます。

- ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

保健センター

現在1回実施しています。

2回にする予定は、今のところありません。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

保健センター

実施しています。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センター

2名配置しています。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

住民課

今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

以上